

## 出石城下町のまちづくり

豊岡市出石伝統的建造物群保存地区
まちづくりの手引き

- 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 交通監視等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- 気象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為
- 地方公共団体又は農業を営むものが組織する団体が行う農業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 日本電信電話株式会社が行う国内電気通信事業又は国際電信電話株式会社が行う国際電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）による有線放送電話業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送業務の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

- 審議会の組織等
- 第8条
 条例第11条に規定する豊岡市伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
  - 学識経験者
  - 関係地域を代表する者
  - 関係行政機関の職員
  - その他教育委員会が必要と認める者
- 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 審議会は、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 臨時委員は、教育委員会が任命する。
- 臨時委員は、任命された特別の理由に関する事項が終了したときは、解任されるものとする。（会長及び副会長）

- 第9条
 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。
  - 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
  - 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。（会議）
- 第10条
 審議会は、会長が招集する。
  - 会長は、審議会の議長となる。
  - 審議会は、委員の半数が出席しなければ開くことができない。
  - 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。（庶務）
- 第11条
 審議会の庶務は、教育委員会文化振興課において処理する。（その他）
- 第12条
 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第7条の規定は、伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。

- （経費の補助等）
- 第10条
 市は、保存地区内における建造物及び必要物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。（審議会の設置等）
- 第11条
 教育委員会に審議会を置く。
  - 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議する。
  - 審議会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が規則で定める。（委任）
- 第12条
 この条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が規則で定める。（罰則）
- 第13条
 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
  - 第4条第1項の規定に違反した者
  - 第8条第1項の規定に基づく命令に違反した者（両罰規定）
- 第14条
 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第10条まで並びに第13条及び第14条の規定は、保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日から施行する。

### 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 豊岡市教育委員会規則第23号

- （趣旨）
- 第1条
 この規則は、豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年豊岡市条例第67号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。（現状変更行為の許可申請）
- 第2条
 条例第4条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。申請した内容を変更しようとするときも同様とする。
  - 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 位置図（縮尺2,500分の1以上）
    - 配置図（縮尺200分の1以上）
    - 現状変更行為に関する設計図（縮尺100分の1以上）及び仕様書
    - 現況カラー写真
    - その他教育委員会が必要と認める書類（許可の決定）
- 第3条
 教育委員会は、前条の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに許可の可否を決定するものとする。
  - 教育委員会は、条例第4項第1項の許可に係る決定をしたときは、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為許可・不許可通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。（完了の届出等）
- 第4条
 条例第4条第1項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為が完了し、又は中止したときは、速やかに伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為完了・中止届出書（様式第3号）を教育委員会に届け出なければならない。（許可標識の掲示）
- 第5条
 条例第4条第1項に規定する許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に現状変更行為の許可を示す標識（様式第4号）を掲示しておかななければならない。（協議又は通知）
- 第6条
 条例第6条の規定による協議又は条例第7条の規定による通知をしようとする者は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為協議申出書（様式第5号）又は伝統的建造物群保存地区内における現状変更行為通知書（様式第6号）に第2条第2項に規定する書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。（適用除外）
- 第7条
 条例第7条に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- 道路法（昭和27年法律第180号）による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為

- 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次の各号に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。
  - 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却
    - 仮設の工作物
    - 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
  - 次に掲げる木竹の伐採
    - 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
    - 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
    - 仮植した木竹の伐採
  - 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - 兵庫県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
- 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。（許可の基準）

- 第5条
 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為が市長にあっては次の各号に定める基準のうち第8号に定めるものに、教育委員会にあっては次の各号に定める基準に適合していないと認める場合は、同項の規定による許可をしてはならない。
  - 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
  - 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
  - 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
  - 伝統的建造物以外の建造物の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
  - 前号の建造物の移転については、移転後の当該建造物の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
  - 第4号の建造物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
  - 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
  - 前各号に定めるほか、当該行為後の建造物又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。（国の機関等に関する特例）

- 第6条
 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。（適用除外）
- 第7条
 第4条第1項及び前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、公園施設又は水道若しくは下水道の設置又は管理に係る行為その他の行為で市長及び教育委員会が規則で定めるものについては適用しない。この場合において、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。（許可の取消し等）
- 第8条
 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第4条第1項の許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建造物の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置を執ることを命じることができる。

- この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文者若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- 第4条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
- 詐欺その他不正な手段により、第4条第1項の規定による許可を受けた者

- 市長及び教育委員会は、前項の規定により、処分をし、又は必要な措置を執ることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。（損失の補償）
- 第9条
 市は、第4条第1項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

# 条例・要綱・規約等

### 文化財保護法（抜粋）

**法律第214号**

- （この法律の目的）
- 第1条
 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。（文化財の定義）
- 第2条
 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。
  - ～五 省略
- 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）（伝統的建造物群保存地区）
- 第142条
 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）
- 第143条
 市町村は、都市計画法第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令で定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。
  - ～4 省略
  - 文化庁長官又は都道府県教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。（重要伝統的建造物群保存地区の選定）
- 第144条
 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。（管理等に関する補助）
- 第146条
 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

### 豊岡市伝統的建造物群保存地区保存条例

**豊岡市条例第67号**

- （目的）
- 第1条
 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もつて市の文化的向上に資することを目的とする。（定義）
- 第2条
 この条例において「伝統的建造物群」とは、法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。
  - この条例において「伝統的建造物群保存地区」（以下「保存地区」という。）とは、法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区のうち都市計画に定めるものをいう。（保存計画）
- 第3条
 教育委員会は、保存地区が定められたときは、豊岡市伝統的建造物群保存審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて、当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。
  - 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
    - 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件（以下「必要物件」という。）の決定に関する事項
    - 保存地区内における建築物その他の工作物（以下「建造物」という。）及び必要物件の保存整備計画に関する事項
    - 保存地区内における建造物及び必要物件に係る助成措置等に関する事項
    - 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- 教育委員会は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
  - 第1項及び前項の規定は、保存計画を変更する場合について準用する。（現状変更行為の制限）
- 第4条
 保存地区内における次の各号に掲げる行為については、あらかじめ、市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。
  - 建造物の新築、増築、改築、移転又は除却
  - 建造物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
  - 宅地の造成その他の土地の形質の変更
  - 木竹の伐採
  - 土石の類の採取
  - 水面の埋立て